２　前項の規定による保存をする場合には、記録等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第百七十条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第二十六条	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十二条において読み替えて準用する令第二十六条
	令第三十一条第二項	ガス事業法施行令第十二条において読み替えて準用する令第三十一条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令第十二条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令第十二条において準用する令
［略］	［略］	［略］

（調査の要請）

第二百十条の二　法第百七十条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　認定高度保安実施ガス小売事業者

二　認定高度保安実施一般ガス導管事業者

三　認定高度保安実施特定ガス導管事業者

四　認定高度保安実施ガス製造事業者

五　一般ガス導管事業者

六　ガス製造事業者

２　前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二百十五条　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

２　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

［新設］

第百七十条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第二十六条	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十一条において読み替えて準用する令第二十六条
	令第三十一条第二項	ガス事業法施行令第十一条において読み替えて準用する令第三十一条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令第十一条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令第十一条において準用する令
［略］	［略］	［略］

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二百十五条　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

２　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。